

答申第127号
平成29年7月21日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成29年7月21日付佐市納税第85号により諮問がありました「納税課執務室内への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 カメラの設置について、条例の趣旨に則り、目的達成のために必要最小限の台数とするよう十分な検討を行うこと。
- 2 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。